様式第一号の八備考を次のように改める。

備考　１．この証は、対象者１人ごとに作成すること。
２．適用区分欄には、適用対象者が国民健康保険法施行令第29条の３第１項第１号又は第３項第１号に該当する場合は「ア１」と、同条第１項第２号又は第３項第２号に該当する場合は「ア２」と、同条第１項第３号又は第３項第３号に該当する場合は「ア３」と、同条第１項第４号又は第３項第４号に該当する場合は「イ１」と、同条第１項第５号又は第３項第５号に該当する場合は「イ２」と、同条第１項第６号又は第３項第６号に該当する場合は「イ３」と、同条第１項第７号又は第３項第７号に該当する場合は「ウ１」と、同条第１項第８号又は第３項第８号に該当する場合は「ウ２」と、同条第１項第９号又は第３項第９号に該当する場合は「ウ３」と、同条第１項第10号又は第３項第10号に該当する場合は「エ１」と、同条第１項第11号又は第３項第11号に該当する場合は「エ２」と、同条第１項第12号又は第３項第12号に該当する場合は「エ３」と、同条第１項第13号又は第３項第13号に該当する場合は「オ」と記載すること。
３．２に該当する者のうち、健康保険法施行規則第62条の３第６号に該当する場合は「オ（境）」と記載すること。
４．この証の大きさは、縦128ミリメートル、横91ミリメートルとすること。
５．必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができること。
６．別途被保険者等に周知することにより、注意事項を省略することができる。

様式第一号の八の二備考を次のように改める。

備考　１．この証は、対象者１人ごとに作成すること。
２．適用区分欄には、適用対象者が国民健康保険法施行令第29条の３第１項第１号又は第３項第１号に該当する場合は「ア１」と、同条第１項第２号又は第３項第２号に該当する場合は「ア２」と、同条第１項第３号又は第３項第３号に該当する場合は「ア３」と、同条第１項第４号又は第３項第４号に該当する場合は「イ１」と、同条第１項第５号又は第３項第５号に該当する場合は「イ２」と、同条第１項第６号又は第３項第６号に該当する場合は「イ３」と、同条第１項第７号又は第３項第７号に該当する場合は「ウ１」と、同条第１項第８号又は第３項第８号に該当する場合は「ウ２」と、同条第１項第９号又は第３項第９号に該当する場合は「ウ３」と、同条第１項第10号又は第３項第10号に該当する場合は「エ１」と、同条第１項第11号又は第３項第11号に該当する場合は「エ２」と、同条第１項第12号又は第３項第12号に該当する場合は「エ３」と、同条第１項第13号又は第３項第13号に該当する場合は「オ」と記載すること。
３．２に該当する者のうち、健康保険法施行規則第62条の３第６号に該当する場合は「オ（境）」と記載すること。
４．この証の大きさは、縦128ミリメートル、横91ミリメートルとすること。
５．必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができること。
６．別途被保険者等に周知することにより、注意事項を省略することができる。